

評価項目及び審査基準

火山研究人材育成等支援事業（即戦力となる火山人材育成プログラム）

（ア）事業実施主体に関する評価

- ① 事業に必要な設備・施設を保有しているか。
- ② 事業に関わる関係機関は、それぞれが十分な体制・機能を有しているか。
- ③ 事業実施にあたり、安全管理能力を十分に有しているか。
- ④ 適切かつ効率的な予算管理、進捗管理の能力・体制があるか。

（イ）事業目標・内容・計画に関する評価

- ① 育成する人材像を明確に設定しており、提案された事業全体の目標・計画に実現性・妥当性があるか。
- ② 提案内容に対して、適切な経費が示されているか。
- ③ 事業に関わる関係機関の役割分担・責任体制は明確か。
- ④ 共同研究の実施方針は研究人材、実務人材の育成に資するものか。
- ⑤ 受講生選抜の基準や体制があるか。
- ⑥ 共同研究や支援経費の配分を決定するための基準や体制を有しているか。
- ⑦ 受講生・研修生などからの事業評価を実施し、事業の改善に反映する仕組みがあるか。
- ⑧ 関係の自治体等との連携に関して、提案された目標・計画に具体性・実現性・妥当性があるか。
- ⑨ 提案する事業終了時の成果目標は、実現可能性を損なわない範囲で挑戦的な目標値を設定しているか。
- ⑩ 事業終了後の継続性も見据えた計画及び体制となっているか。

加点

- ※1 これまでに、火山人材育成事業を実施、あるいは参加機関・協力機関等として事業に参画した実績があれば加点する。（最大5点）
- ※2 国内で行われている類似の事業等と明確に区別するとともに、公平性の検討が行われていれば加点する。（最大5点）
- ※3 関係自治体等との連携に関して、事業計画の提案時点において、連携対象機関等から内諾が得られている場合は加点する。（最大5点）
- ※4 事業の実施により、関連分野や関連機関における人材育成活動等への発展的活用の展望があれば加点する。（最大5点）

※5 若手のキャリアパス支援等の取り組み、大学生や高校生などを対象とした普及啓発の取り組みがある場合は加点する。（最大5点）

※6 ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する評価として、別紙1の審査基準により評価を行う。複数の認定等に該当する場合は、最も認定段階が高い区分により加点を行うものとする。（最大5点）

付記：

・ライフ・バランス等の取組に関する評価として、以下のいずれかの認定等がある場合には加点する。複数の認定等に該当する場合は、最も認定段階が高い区分により加点を行うものとする（最大5点）。

○えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業（女性活躍推進法）

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝2点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝3点
- ・認定段階3＝4点
- ・プラチナえるぼし認定＝5点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（技術審査の日までに計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝1点

○くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業（次世代育成支援対策推進法（次世代法））

- ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝2点
- ・トライくるみん認定＝3点
- ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝3点
- ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝3点
- ・プラチナくるみん認定＝5点

○ユースエール認定（若者雇用促進法）＝4点

○上記以外＝0点